平成２９年（再ロ）第１号

山梨県中央市下河東3016番地１

再生債務者　立川　裕隆

１　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月９日まで

４　一般異議申述期間　平成29年６月23日から平成29年７月14日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号

鳥取県鳥取市立川町５丁目135番地　クレセールＡ―104号、旧住所鳥取県鳥取市湯所町２丁目131番地

再生債務者　桃実　正輝

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月２日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年６月５日まで

平成29年５月15日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第１号

山口県下関市豊浦町大字小串370番地52

再生債務者　田邉　圭一

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月12日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年６月５日まで

平成29年５月15日

山口地方裁判所下関支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号

兵庫県尼崎市上坂部３丁目11番１―432号

再生債務者　月川　昌三（旧姓鄭）

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第１号

静岡県三島市谷田387番地の１　グランボルテ木の宮Ⅱ―101

再生債務者　迫　　欣央

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月11日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（再ロ）第１号

熊本県山鹿市鹿本町来民2214番地９　グリーンハイム202

再生債務者　大塚　健人

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月11日

熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１号

札幌市東区北38条東20丁目２番７号　ハイムレジェンド201号

再生債務者　前田　充宏

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月15日

札幌地方裁判所民事第４部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年５月８日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成29年５月23日

東京都台東区元浅草３丁目13番12号Ｕビル４階　　東京皮革産業厚生年金基金

代表清算人　吉田蒼生雄

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年５月８日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　吉田蒼生雄

２．住所　東京都台東区東上野１丁目３番３号

平成29年５月23日

東京皮革産業厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月二十三日

青森県八戸市大字上徒士町九番地三

（甲）第一会計税理士法人

代表社員　小林　幹夫

青森県八戸市根城七丁目一一番三三号

（乙）税理士法人あおば総合

代表社員　小山　信

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十七日

掲載頁　五一二頁（号外第二三七号）

平成二十九年五月二十三日

茨城県龍ケ崎市向陽台五丁目二番地

（甲）ＡＩメカテック株式会社

代表取締役　阿部猪佐雄

東京都千代田区丸の内二丁目九番一号

（乙）ヒューストン・ホールディングス株式会社

代表取締役　山田　純平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十八日

掲載頁　一五七頁（号外第九十三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十八日

掲載頁　一五六頁（号外第九十三号）

平成二十九年五月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（甲）ＮＡＰホールディングス株式会社

代表取締役　関端　進

東京都中央区銀座一丁目八番一四号

（乙）株式会社ノバレーゼ

代表取締役　荻野　洋基

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併の効力発生日は平成二十九年七月一日であり、甲の株主総会決議は平成二十九年六月二十五日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://sankijp.wixsite.com/sanki-hatano

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年五月二十三日

神奈川県秦野市本町二丁目七番一六号

（甲）三紀住宅産業株式会社

代表取締役　綾部　紀之

神奈川県秦野市本町二丁目五番一四号

（乙）ファースト・プリント有限会社

取締役　綾部　紀之